

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更案について

令和元年 10 月

【変更のポイント】

- PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kgまでの可燃性の汚染物等について、処理体制の構築に向けた焼却実証試験の結果を踏まえ、無害化処理認定制度の対象とする。これにより、処分期間は令和9年3月末となる。
- PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みを最新の状況に更新し、加えて、新たに発生したPCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kgまでの可燃性の汚染物等の量を追加する。
- PCB含有塗膜について、各省庁、地方公共団体及び民間事業者の保有・管理する施設を対象に実施している調査により、継続的な実態把握に努めるとともに、把握されたPCB含有塗膜は、関係法令に基づき、その濃度に応じた適正な処理を行うものとする。
- その他、必要な時点修正等を行う。

0. はじめに

- 橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等について、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg程度のものが存在しており、今後もさらに増加していく可能性があることから、これらの汚染物等の処理体制の構築に向けた焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、これらを無害化処理認定制度の対象に追加する。
- 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。）は、その一部について該当性の判断基準が不明確であり、その適正な処理の推進の支障となってきたが、平成31年3月、環境省はこれらの該当性の判断基準の基本的な考え方を示したところである。
- 北九州事業の変圧器・コンデンサー等は、平成30年3月31日の処分期間終了後、処分期間内に処分が行われなかった事案や処分期間後に新規発覚した事案について、行政処分を含めて速やかな処分委託のための対応を行い、計画的処理完了期限である平成31年3月末までに処理が完了した。

1. PCB廃棄物の確実かつ適正な処理推進に関する基本的方針

- 必要な時点修正を行う。

2. PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

- PCB特別措置法の規定に基づき、保管事業者により届出されたPCB廃棄物の種類別の保管量及び所有事業者により届出されたPCB使用製品の種類別の所有量（いずれも平成30年3月31日時点）並びに電気事業法に基づき電気工作物の設置

者により届出されたPCB使用電気工作物の種類別の所有量(平成31年3月31日時点)を掲載する。【第2章第1節】

- 塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等については、平成30年11月より、各省庁、地方公共団体及び民間事業者においてポリ塩化ビフェニル含有塗膜に係る調査が行われていることや、個別の保管事業者から感圧複写紙や汚泥等の存在が新たに発覚した事案もみられることなど、特別措置法に基づく届出(平成30年3月31日時点)に反映されていないものも存在する。主なものは以下のとおりである。【第2章第1節】

種類	ポリ塩化ビフェニル濃度が5,000mg/kgから100,000mg/kgまでのポリ塩化ビフェニル廃棄物	ポリ塩化ビフェニル濃度が5,000mg/kg以下のポリ塩化ビフェニル廃棄物	ポリ塩化ビフェニル濃度不明
塗膜※1	60トン	731トン	40トン
感圧複写紙※2	-	-	573トン
汚泥※2	354トン	1,209トン	-

※1 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査に基づく平成31年3月末時点の量

※2 令和元年7月時点で判明している量

- 大型変圧器等、大型コンデンサー等、安定器、低圧変圧器及び低圧コンデンサーで小型のもの(小型変圧器・コンデンサー)並びに感圧複写紙、ウエス、汚泥及び塗膜等(その他汚染物等)について、平成30年度までの高濃度PCB廃棄物の処分量、平成30年度末時点の高濃度PCB廃棄物の保管量及び高濃度PCB使用製品の所有量並びに令和元年度以降の発生量及び処分量の見込みを掲載する。【第2章第2節1】
- 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品については、使用中のものも含めた量は相当数存在する。また、平成30年11月より各省庁、地方公共団体及び民間事業者において実施されているポリ塩化ビフェニル含有塗膜に係る調査等により、これらの実態が明らかになると考えられる。【第2章第2節2】

3. PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の計画的な推進のために必要な措置

- 電気事業法の電気工作物ではないX線発生装置や無線機、溶接機等、非自家用電気工作物に組み込まれた高濃度PCB使用製品について、具体的な事例を環境省において整理し、北九州事業地域以外の事業地域へ展開している。【第3章第1節2(3)】
- PCBは、その優れた耐食性、耐水性等により、一部の塗料に使用されており、当該塗料が塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からPCBが検出されている。これらのPCB含有塗膜の大部分は低濃度PCB廃棄物となると考えられる。平成30年11月より各省庁、地方公共団体及び民間事業者のポリ塩化ビフェニルを含有した塗料が使用された施設を対象に実施しているポリ塩化ビフェニル含有塗膜に係る調査により、継続的な実態把握に努める。【第3章第2節1・2】

- 調査により把握された PCB 含有塗膜については、周辺環境の保全や作業者の安全確保にも配慮して適切に剥離作業を実施し、特別措置法、廃棄物処理法をはじめとする関係法令に基づき、その濃度に応じ、適正に処理するものとする。【第 3 章第 2 節 3】

4. PCB 廃棄物の処理施設の整備その他 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

- 国は、北九州事業の変圧器、コンデンサー等における調査、保管事業者及び所有事業者への指導及び助言並びに行政処分の先行的取組事例についても情報提供を行うこととする。【第 4 章第 1 節 3】
- 都道府県市は、国が情報提供する北九州事業の変圧器、コンデンサー等における調査、保管事業者及び所有事業者への指導及び助言等の先行的取組事例についても必要に応じ参考とし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の保管・所有状況を確認するとともに、情報収集に努め、また、事業者への必要な指導等を行うものとする。【第 4 章第 1 節 2】

5. 政府が保管事業者としてその PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

- 低濃度 PCB 廃棄物について、PCB 含有塗膜に係る調査を継続的に実施し、PCB 含有塗膜の速やかな除去に努めるものとする。【第 5 章】

6. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

- 必要な時点修正を行う。

7. その他

- 元号を「平成」から「令和」に修正する。